

川崎市立中 3教員 コロナ休暇不正 最大で36日分 市、全取得者調査へ

新型コロナウイルスに関連した理由でも認められるようになった公務員の「特別休暇」を巡り、保育所の臨時閉園で子どもの世話が必要になったなどと偽って、川崎市立中学校の女性教員3人が最大で計36日分を不正取得していたことが6日、明らかになった。市などは3人の処分を検討するとともに、同様の理由で特別休暇を取得した全職員を対象を拡大して調査する方針だ。

特別休暇は災害対応や家族の看護・介護などで取得されるものだが、市は20

20年春から国に準じて、コロナに関連する理由でも取得できることとした。しかし今年3月、約2年間で177日の特別休暇を取った男性職員がいると判明。取得の適正さに疑義が生じ、市は「30日以上」の取得者に絞って実態を調査した。

その結果、調査対象となった26人のうち3人について、20年春以降の休暇取得中に子どもが保育園へ通った日が、それぞれ延べ36日、5日、3日あったことがわかった。市教育委員会は3人を事情聴取し、

いずれも「不正」と判断。36日が不正取得とされた教員の特別休暇は計74日で、半数近くが虚偽だったことになる。

市によると、3人と同様の理由で特別休暇を取得した職員は約1700人。今後、不正の有無を詳しく調べる。

6日の市議会決算審査特別委員会での問題をただした三宅隆介市議（無所属）は市が実施した部分調査について「なぜ『30日以上』に限定したのか」と批判。これを受けて市側は全面調査の実施を約束した。